

重要留意事項

建設工事、測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請

1 業者登録受付システムについて

1-1 ログイン

令和7年12月1日現在で茨木市入札参加資格者名簿に登載されている業者の方は、「更新登録」からログインしていただくことになります。その際にパスワード(電子入札システムユーザーパスワード)が必要となりますが、パスワードは昨年の業者登録時にご自身で設定いただいたものになります。お忘れの方は以下のLogoフォームから、再発行依頼を送信いただきますようお願いいたします。

再発行依頼があったパスワードについては、こちらに到着確認後、次営業日の午後5時までに登録のメールアドレスにメールで返信いたします。

多数のお問い合わせが見込まれますので、再発行ご希望の方はできるだけ早めにご依頼ください。(再発行依頼は11月から受付開始)

URL : <https://logoform.jp/f/XUA1w>



1-2 本店・支店等の所在地

「〇丁目」の部分については漢数字で入力し(例「三丁目」)、その他数字部分については算用数字にてすべて全角で入力してください。

記載例: 〇〇三丁目 8 番 1 3 号 (3-8-13と記載しないでください。)

1-3 技術職員数(「常勤職員の数」項目内) ※建設工事

別紙「技術職員名簿」で記載される技術者の数と同一の値を入力してください。ただし、技術職員名簿は50名以上の会社にあつては、50名までの記載で結構ですので、その場合は技術者と同一の値でなくてもかまいません。

1-4 電子入札ユーザーパスワードの変更について

業者登録受付時に入力いただく電子入札ユーザーパスワードは、業者登録以外に電子入札に参加する際に使用するものとなりますので、セキュリティの観点から定期的な変更を推奨します。業者登録の受付時に変更いただくと改めて届出をいただく必要はありませんので、次のいずれかの方法で変更をご検討ください。

1-4-1 業者登録受付時に変更

12月に実施している入札参加資格審査申請時（市内更新手続きを含む）に、業者登録受付システムにより新しいパスワードを入力して変更する。

※ 市内業者（茨木市に本社・本店を有する業者）は、毎年12月更新時に変更可

※ 市外業者（上記市内業者以外）は、一斉更新時のみ変更可（次は令和9年12月となります。）

1-4-2 業者登録受付時以外の変更

茨木市ホームページ内の契約検査課のページから変更届を出力し、変更前後のパスワードを記載して契約検査課へ提出して変更する。

2 業種の登録について ※建設工事

「管更生工事」、「水道管布設工事」の2業種については市内業者（本社・本店を茨木市内に有する業者）のみ申請可能となります。

3 経営事項審査結果通知書 ※建設工事

審査基準日が令和6年5月1日以降で最新となる結果通知書が必要となります。令和7年12月1日時点で通知書の有効期限が失効する場合、最新の通知書について許可行政庁で審査中である旨を記載した任意の様式と現在手元にある通知書をその他申請書類とともに送付してください。その場合、条件を満たす通知書(写)は必ず**令和8年2月6日**までに着くように茨木市契約検査課に送付してください。これ以降は受付できませんので、十分注意ください。

なお、業者登録受付システム上で経営事項審査結果の各数値等を入力する項目については、令和7年12月時点で最新となるデータを入力しておいてください。また、経営事項審査結果通知書を後日送付する場合でも、電子申請と申請書類の送付は必ず令和7年12月15日までに完了してください。

- 4 茨木市建設工事等請負業者資格審査及び等級別格付要領の主観点数
市内の建設工事業者が対象で、平成30年度から「建設業労働災害防止協定への加入・表彰」を主観点数の加算対象にしております。

- 5 業者登録に関する追加連絡事項について
令和7年11月以降に新たな連絡事項が生じた場合は、茨木市入札・契約情報契約検査課ホームページ「緊急連絡事項」に掲載しますので随時ご確認をお願いします。

緊急連絡事項URL

http://www.nyusatsu.ebid-osaka.jp/pan/start.do?KIKAN_NO=0211&SCREEN_ID=PAN010